

公害等調整委員会公示第三号

宮ヶ瀬ダム関係鉦区禁止地域指定請求

鉦区禁止地域の指定の請求があつたから、鉦業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）第二十二條第二項及び鉦業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則（昭和二十六年土地調整委員会規則第二号）第七條の規定により、次のとおり公示する。

平成十六年五月二十五日

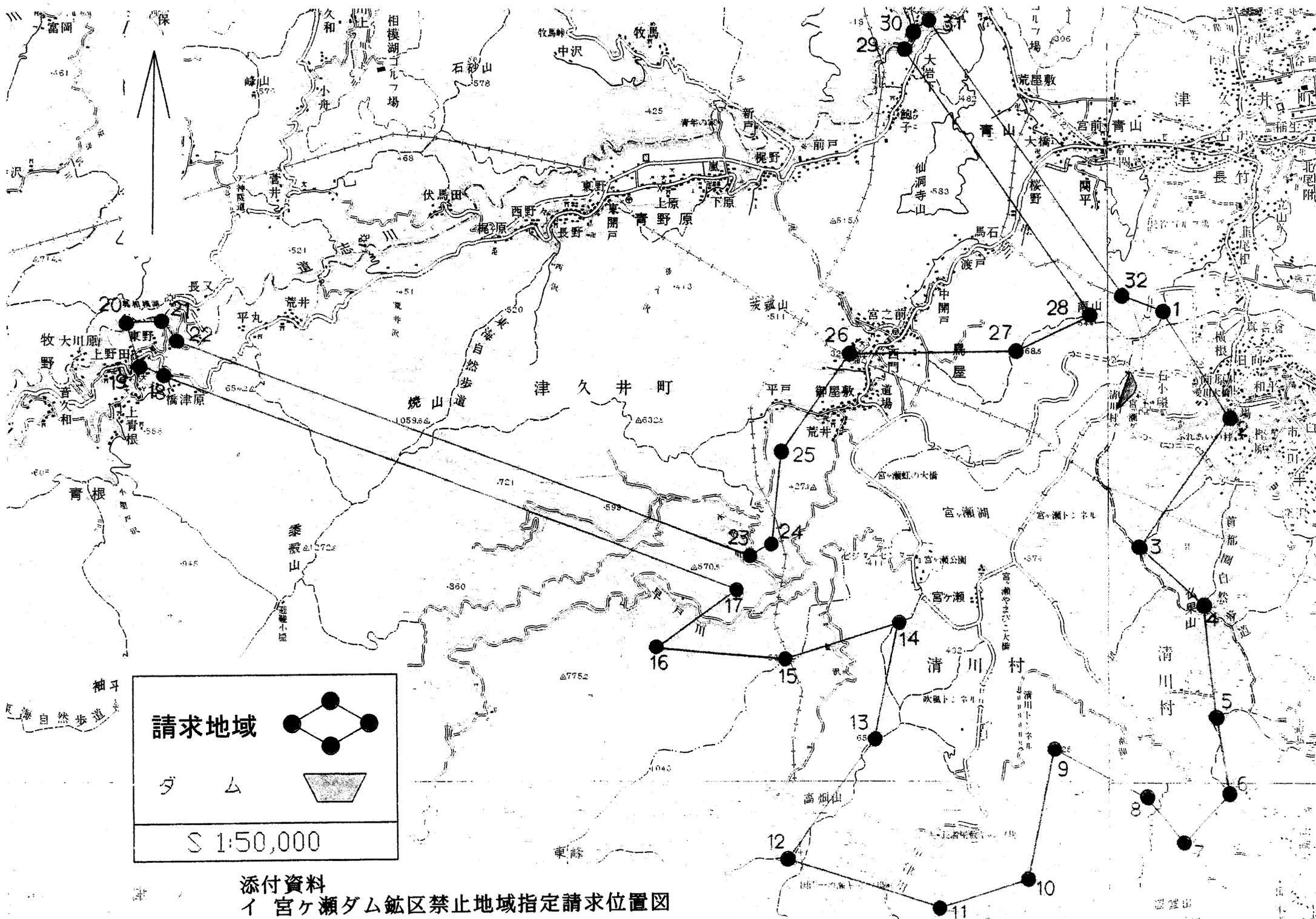
公害等調整委員会委員長 加藤 和夫

- 一 請求者名 国土交通大臣
- 二 地域の所在地 神奈川県愛甲郡愛川町、同郡清川村及び津久井郡津久井町地内
- 三 鉦物の名称 鉦業法（昭和二十五年法律第二八九号）第三條に規定する鉦物全部
- 四 地域の境界の表示 第二項記載の地内の次の各境界点を番号順に結ぶ直線及び境界点第三二号と第一号とを結ぶ直線

境界点 の番号	位 置		備 考
	座標X(・)メートル	座標Y(・)メートル	
1	四九、八〇五	五一、五九八	表示の座標は、測量法（昭和二十四年法律第一八八号）に基づく平面直角座標系による。
2	五〇、九六〇	五一、八五七	
3	五一、四二六	五一、八七四	
4	五三、〇四〇	五一、一七二	
5	五四、二五四	五一、〇三〇	
6	五五、〇七九	五一、九〇八	
7	五五、五九九	五一、三九七	
8	五五、一一四	五一、七九四	
9	五四、六〇五	五三、七九四	
10	五六、〇二六	五四、一一〇	
11	五六、三一八	五五、〇八五	
12	五五、七七七	五六、七四一	
13	五四、四七二	五五、七七一	
14	五三、二〇五	五五、五〇五	
15	五三、五八九	五六、七四四	

五 地域図 次のとおり

32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16
四九、六一六	四六、五四二	四六、六五五	四六、九三四	四九、八二一	五〇、二四〇	五〇、二五五	五一、三一九	五一、三四八	五一、四四七	五〇、〇四二	四九、八二三	四九、八一六	五〇、一九二	五〇、三八三	五一、八二九	五三、四六〇
五三、〇二五	五五、一四二	五五、三〇七	五五、三五八	五三、三七〇	五四、一九四	五六、〇二九	五六、七八九	五六、八九五	五七、一五九	六三、四三五	六三、五八二	六四、〇〇二	六三、九〇四	六三、六二二	五七、三〇八	五八、一七三



添付資料
イ 宮ヶ瀬ダム鉦区禁止地域指定請求位置図

六 地域の面積 二、八五五・六七ヘクタール

七 請求の理由の要旨

- 1 請求地域は、神奈川県愛甲郡愛川町、同郡清川村及び津久井郡津久井町にまたがる相模川水系中津川に建設され、平成一三年度から本格運用を開始している宮ヶ瀬ダム、貯水池及び導水路並びにそれらの周辺地域である。
- 2 同ダムは、特定多目的ダム法（昭和三二年法律第三五号）に基づき建設された、堤高一五メートル、堤頂長約四メートルの重力式コンクリートダムであり、総貯水容量一億九、三 万立方メートル、有効貯水容量一億八、三 万立方メートルの貯水池により、洪水調節、流水の正常な機能の維持・増進及び新規利水の確保（最大二万五、四 キロワットの発電を含む。）を行っている。
- 3 請求地域の地形は、「藤野木 愛川構造線」と呼称される大断層によって、急峻な地形を呈する清川村及び津久井町側と緩やかな丘陵地形を呈する愛川町側に大きく二分される。主要山稜の標高は、約一、五 メートルを有する丹沢山地中心部から東方へと徐々に減じ、標高約五 〽、メートルを呈する平均勾配約三 〽の急傾斜山地が連なっている。当地域を流れる中津川は、丹沢山を源とし北東方向に流下しており、導水路の接続する道志川とともに相模川へ合流する。
- 4 請求地域の地質は、主に火山碎屑岩類・火山岩類から構成される新生代新第三紀中新世の丹沢層群、愛川層群と主に黒色頁岩・粘板岩から構成され砂岩を伴う中生代白亜紀の小仏層群を基盤岩とし、その上に被覆層として、第四紀更新世の砂・礫層からなる段丘堆積物及び粘性土層からなるロームが分布している。
- 4 請求地域内において鉱物の掘採が行われるならば、施設の損壊、貯水池の埋没、漏水等ダム、貯水池及び導水路等の保身に支障を与えるおそれがあるので、鉱区禁止地域の指定を請求するものである。

八 審問の申出等

- 1 本件に関し、審問を受けようとする者（土地所有者、土地に関し権利を有する者、鉱業権者、鉱業出願人その他の利害関係人）は、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則第八条の規定により、その氏名、職業、住所並びにその述べようとする意見の要旨及びその理由を記載した文書を平成一六年八月三十一日までに東京都千代田区霞が関三丁目一番一号中央合同庁舎第四号館内公害等調整委員会に提出されたい。
- 審問についての詳細は、追って本人に通知する。
- 2 公聴会については、追って官報に公示する。